

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）に関する質問への回答

No.	項目	関連資料	質問内容	回答内容	回答日
14	熊本市公契約条例に基づく誓約書	入札説明書 P.4 4(2)ケ／P.10～11 6(2)ア	入札説明書4(2)ケに「熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること」とありますが、6(2)アの申請書等の一覧には誓約書が含まれていません。申請書等と併せて誓約書を提出する必要はあるでしょうか。必要な場合は、様式、提出者（全構成員か）及び提出時期をご教示ください。	熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づく誓約書については、参加資格者名簿等への登録手続において提出いただくこととしているため、本件の申請書類には含まれておりません。 なお、誓約書が未提出の場合は、参加資格者名簿等の所管課へお問い合わせの上、ご対応ください。	10月7日
15	統括的管理業務の費用の配賦の方法と業務費内訳書への記載	基本契約書（案）前文・第28条第2項／要求水準書 P.37 3.7(12)／実施方針（案）に関する質問への回答 第4回 No.12・第5回No.66	基本契約書（案）前文及び第28条第2項では、統括的管理業務に係る費用は、入札時の提案内容を踏まえて本件各個別契約に配賦し、その配賦方法及び支払方法は単価合意の手続において確認するとされています。一方、実施方針（案）に関する質問への回答（第4回No.12、第5回No.66）では、直接人件費ベースで各個別契約に均等に配分することを想定するとされていました。①配賦の割合は、均等に限らず事業者の提案によるものと解してよろしいでしょうか。	統括的管理業務に係る費用については、事業者の提案による配賦も可能です。 実施方針（案）に関する質問（No.66）で回答しているとおり、技術提案に基づき対価を傾斜配分することについては、具体的な提案内容を踏まえ、本市との協議を行うことも可能と考えています。 なお、傾斜配分を提案する場合は、その必要性、配賦方法及び設定根拠について、入札公告時に示す技術提案書及び内訳書等において明確にした上で入札に参加してください。	10月7日
16	精算額の上限と概算数量・固定費の取扱い	要求水準書 P.36-37 3.7(5)(7)／基本契約書（案）第27条・別紙4	3.7(7)は、合意単価による精算を「契約金額及び当該年度の予算の範囲内」で行うとしています。①実施数量が別紙1の概算数量を上回る見込みの場合、契約金額を変更（増額）し、必要なときは補正予算で対応すると解してよろしいでしょうか。	要求水準書別紙「業務の概算数量」に示す数量は、業務規模等を示すための概算数量であり、その実施を保証するものではありません。また、履行期間中は、受託者において実施数量及び実施額を適宜管理し、毎月本市へ報告していただくことを想定しております。 その中で、実施額が当該年度の予算額を上回る見込みとなった場合は、予算上限に達する前の適切な時期に、本市と受託者において協議を行うこととなります。 なお、必要と認められる場合には補正予算による対応も含めて検討しますが、合意単価による精算は、要求水準書3.7.（7）に記載のとおり、契約金額及び当該年度の予算の範囲内で行います。 そのため、実施数量が概算数量を上回ることをもって、契約金額の変更又は予算措置を保証するものではありません。	10月7日

17	予算の成立遅延・減額時の業務・費用の取扱い	基本契約書（案）第27条第3項・別紙4／要求水準書 4.3(10)	基本契約書（案）第27条第3項は、予算の成立遅延・減額・削除の場合は出来高予定額等の変更を協議し、協議でも履行が著しく困難なときは契約の変更又は解除を協議するとしています。減額等により業務を縮小・中止する場合、既に着手・準備した業務や調達済みの資機材、配置済みの人員に係る費用は本市の負担（精算対象）と解してよろしいでしょうか。	減額等により業務を縮小・中止する場合、既に着手・準備した業務や調達済みの資機材、配置済みの人員に係る費用は本市の負担（精算対象）と解するものではありません。 基本契約書（案）第27条第3項に記載のとおり、まず甲及び乙は契約変更について誠実に協議をします。次に、当該協議によっても本件契約の履行が著しく困難となるときは本件契約の全部若しくは一部の変更又は解除について協議します。その上で乙に損害が生じたときは、その取扱いについても併せて協議することとなります。	10月7日
18	評価基準（項目2「計画的更新工事業務」）の記載	落札者決定要領 別表1 項目2（業務遂行能力）○計画的更新工事業務	落札者決定要領別表1の項目2（業務遂行能力）のうち「○計画的更新工事業務」の評価基準が「計画的調査設計業務における実施体制やその実施手順、スケジュール等について、実行力が担保できる具体的な内容が示されているか。」となっています。これは「計画的更新工事業務における実施体制…」の誤記と解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、落札者決定要領別表1の評価項目2（業務遂行能力）のうち「○計画的更新工事業務」に係る評価基準において、一部「計画的調査設計業務」と記載している箇所は誤りです。 正しくは、「計画的更新工事業務における実施体制やその実施手順、スケジュール等について、実行力が担保できる具体的な内容が示されているか。」となります。 なお、当該箇所については、本質問回答をもって訂正します。	10月7日
19	「総括」と「統括」の用語	落札者決定要領 別表1 項目1・2／入札説明書 P.19 18(10)ア／要求水準書	落札者決定要領別表1の「総括的管理業務」「総括管理責任者」及び入札説明書18(10)アの「総括管理責任者」は、要求水準書の「統括的管理業務」「統括管理責任者」と同じものを指すと解してよろしいでしょうか。	落札者決定要領別表1に記載する「総括的管理業務」及び「総括管理責任者」並びに入札説明書18（10）アに記載する「総括管理責任者」は、要求水準書に記載する「統括的管理業務」及び「統括管理責任者」と同一のものを指します。 なお、本業務においては要求水準書に記載する「統括的管理業務」及び「統括管理責任者」を正とし、「総括的管理業務」及び「総括管理責任者」は本質問回答をもって読み替えるものとします。	10月7日

20	初動対応達成率の「概ね1時間以内」と業務時間外の到着時間	要求水準書 P.8 1.6.8(3)／P.74 10.3 性能指標のモニタリング（初動対応達成率）	要求水準書1.6.8(3)では、緊急時の現場到着を要望受付から原則1時間以内とし、夜間又は休日等の業務時間外は原則2時間以内としています。一方、10.3の性能指標「初動対応達成率」は「現場対応要望の受付後、概ね1時間以内に現場到着、電話対応又は他部署への引継ぎにより一次対応を完了した件数」で算定するとされています。業務時間外の要望については、初動対応達成率の算定上も「原則2時間以内」を基準とすると解してよろしいでしょうか。	要求水準書 1 0. 3「性能指標のモニタリング」に示す性能指標（案）は、参考として示したものであり、本市及び事業者を拘束する趣旨のものではありません。 性能指標については、要求水準書 3. 2. 4「品質管理」に示すとおり、性能指標及び出来高管理等の各要素を相互に連携させ、一体的かつ体系的に運用することにより、業務要求水準を満たす品質を継続的かつ安定的に確保することを求めています。 このため、落札者決定要領の評価項目 4「品質管理」における技術提案として、適切な性能指標を含む提案を行ってください。 なお、夜間又は休日等の業務時間外における要望については、初動対応達成率の算定に当たり、「原則2時間以内」を基準とした提案としても差し支えありません。 最終的に管理に用いる性能指標については、本市及び受託者等において協議の上、決定することを想定しています。	10月7日
21	単価表「舗装修繕工 2層打ち換え」の昼夜の区分	単価表（日常的維持修繕業務）契約 (1) 日常的維持修繕業務（工事）要望等対応（単価契約レベル）／設計書（金なし）日常的維持修繕業務設計書 P.15 単63号	単価表（日常的維持修繕業務）の契約(1)日常的維持修繕業務（工事）の「要望等対応（単価契約レベル）」では、「舗装修繕工 2層打ち換え」が2行とも「昼間」となっています。一方、設計書（金なし）では、うち1行（1,000㎡）が単63号「夜間作業 5割増」で計上されています。単価表の2行目の「昼間」は「夜間」の誤りと解してよろしいでしょうか。	参考扱いとなりますが、ご指摘のとおり、単価表「契約（1）日常的維持修繕業務（工事）」の「要望等対応（単価契約レベル）」における「舗装修繕工 2層打ち換え」のうち、2行目の「昼間」は誤りです。 正しくは、日常的維持修繕業務の設計書（金抜き）単63号に記載のとおり、「夜間」となります。 なお、当該箇所については、本質問回答をもって訂正します。	10月7日
22	技術提案書の評価項目「地元企業」における地元企業の定義	落札者決定要領 様式第11号「10 地元企業」／入札説明書 4 競争入札参加資格	落札者決定要領の技術提案書の評価項目「10 地元企業」（様式第11号）では地元企業の活用による提案が評価されますが、入札説明書・落札者決定要領・要求水準書に「地元企業」の定義が見当たりません。①「地元企業」は熊本市内に本店を有する企業を指すのでしょうか（市内に支店・営業所だけの企業、熊本県内の企業の扱いもご教示ください）。②活用の対象には、構成員・協力企業のほか、再委託先・資機材調達先も含まれますか。	①評価の対象となる「地元企業」は、熊本市に本社又は本店を有する企業となります。支店及び営業所だけの企業及び熊本県内に本社又は本店を有する企業であっても熊本市内に本社又は本店を有しない企業については、評価の対象外としております。 ②構成企業、協力企業、再委託先、資機材調達先も含まれます。	10月7日

23	緊急対応（400万円以下）の精算手続の参照先（3.2.2第6項）	要求水準書 P.51-52 5.7(3)／P.22 3.2.2（作業実施に係る共通手続）	要求水準書5.7(3)は、緊急対応（1件400万円以下）の費用精算について「3. 2. 2（作業実施に係る共通手続）第6項の規定に従う」としていますが、3.2.2は(1)～(5)までで第6項が見当たりません。参照先は3.2.2のどの項でしょうか（又は3.7（総価契約単価合意方式）でしょうか）。あわせて、事後提出する見積書に基づく精算は合意単価で行うと解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、要求水準書 5. 7（3）に記載する「3. 2. 2（作業実施に係る共通手続）第6項」については誤りです。 正しくは、「3. 7（総価契約単価合意方式）第6項」となります。 また、緊急対応（1件400万円以下）の費用精算については、要求水準書5.7(3)の記載並びに総価契約単価合意方式に基づき、本市と受託者との協議により決定した合意単価により精算を行います。 なお、当該箇所については、本質問回答をもって訂正します。	10月7日
24	4.4(2)が参照する「3. 5（モニタリング）」の条番号	要求水準書 P.44 4.4(2)／P.31 3.4（モニタリング）／P.34 3.5（業務報告）	要求水準書4.4(2)は「3. 5（モニタリング）に規定する要求水準の確保を図るため、セルフモニタリング実施計画書を提出」としていますが、3.5は「業務報告」で、モニタリングは3.4です。「3. 4（モニタリング）」の誤記と解してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり要求水準書 4. 4（2）「3. 5（モニタリング）に規定する要求水準の確保を図るため、セルフモニタリング実施計画書を提出～」の記載は誤りです。 正しくは、「3. 4（モニタリング）に規定する要求水準の確保を図るため、セルフモニタリング実施計画書を提出～」となります。 なお、当該箇所については、本質問回答をもって訂正します。	10月7日
25	単価表、設計書の元データ	単価表／設計書	単価表、および設計書について、元データ（Excel等）のご提供をお願いします。	参考資料として、単価表を局ホームページに掲載いたします。 なお、設計書については、元データでの提供は実施いたしません。	10月7日